

都政改革本部設置要綱

(設置)

第1条 都民ファーストの都政の実現に向けた改革を推進するため、都政改革本部（以下「改革本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 改革本部は、都政改革を推進するため、次の事務を所掌する。

- (1) 都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 改革本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に定める者をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、専門的な課題を検討するためのプロジェクトチームを設置することができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、会議の開催に当たっては副知事、政策企画局長、総務局長、財務局長のほか、案件に応じ、別表の本部員のうち必要な者を招集するものとする。
- 3 本部長は、改革本部の目的を達成するため必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、出席する本部員の過半数の賛成により、非公開とすることができる。

(部会)

第5条 改革本部の下に、各副知事をそれぞれの部会長とする推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会長は、部会の開催に当たっては、案件に応じ、各局から必要な者を招

集する。

- 3 部会は、各局から都政の課題に対する改革案等についての報告を受け、検討を行う。
- 4 各部会で検討した改革案等については、全庁的な視点での点検を行うため、全部会長による協議を経た上で、各局から改革本部に報告する。

(事務局)

第6条 改革本部に、その事務を処理させるため、事務局を設置する。

- 2 事務局の事務は、総務局において担う。
- 3 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 4 事務局長及び事務局次長は、本部長が指名する。
- 5 事務局長は、本部長の命を受け局務を掌理し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、改革本部の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（本部員）

副知事
教育長
東京都技監
政策企画局長
都民安全推進本部長
戦略政策情報推進本部長
総務局長
財務局長
主税局長
生活文化局長
オリンピック・パラリンピック準備局長
都市整備局長
住宅政策本部長
環境局長
福祉保健局長
病院経営本部長
産業労働局長
中央卸売市場長
建設局長
港湾局長
会計管理局長
交通局長
水道局長
下水道局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
労働委員会事務局長
収用委員会事務局長
消防総監